小牧市学校施設跡地利活用の基本方針

１．目的

本市では、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進む中、将来を担う子どもたちにとって充実した教育環境を整えるため、令和６年９月に「小牧市新たな学校づくり推進計画」を策定し、学校再編を進めています。

一方、学校施設は、教育の場としての役割にとどまらず、地域コミュニティの重要な拠点としての機能や地域防災における拠点施設としての機能も担ってきました。

このため、学校再編により閉校となる学校については、今後の利活用について慎重に検討する必要があります。

そこで、今後の学校跡地の具体的な利活用につなげていくことを目的とし、学校跡地の利活用に関する基本的な考え方や検討にあたって配慮すべき事項等を定めます。

２．利活用の基本的な方針

●基本方針１

学校の体育館、グラウンドは、地域におけるスポーツ活動や防災機能などの重要な拠点となっており、地域住民の生活にとって欠かせない施設であることから、再編後も基本的に存続させる方向で検討を行います。

ただし、体育館、グラウンド、校舎を含めた学校施設全体を一体的に利活用することが、より合理的かつ効果的であると判断される場合には、この限りとはせず新たな活用の可能性を検討します。

●基本方針２

学校跡地の利活用の検討にあたっては、行政需要による活用を基本としつつ、地域の実情やニーズ及び民間事業者による活用等の視点も踏まえながら、以下の３つの考え方に基づき総合的に検討を行います。

（１）行政需要を踏まえた利活用

学校跡地については、市民共有の貴重な財産であることから、「小牧市まちづくり推進計画第２次基本計画」におけるまちづくりの将来都市像や市の重要施策、並びに「小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針」との整合を図りながら、必要となる公共・公益施設としての利活用を検討します。

- **公共施設の配置や総量の適正化**

 施設の利用状況や管理運営方法、配置バランスなどを検証し、その必要

性を確認するとともに、適切な時期に適切な場所への合理的な複合化や機能集約について検討します。

- **将来的な行政需要を考慮した学校跡地利活用**

今後、大規模な用地を新たに確保することは困難となることが想定されることから、大規模な用地確保を必要とする行政需要が見込まれる場合には、中長期的な視点に立ち、当該学校跡地の利活用の可能性について検討します。

（２）地域需要を踏まえた利活用

学校は、住民にとって地域に根ざした学びの場であるとともに、地域活動の核となる施設であり、コミュニティや地域活動を支える中心的な場として、シンボル的な存在となっています。学校がこうした役割や機能を担ってきたことを踏まえ、地域の需要や意向に十分配慮しながら検討します。

（３）民間事業者等の需要を踏まえた利活用

地域住民の利便性向上に資する生活利便施設等の立地が見込まれる場合は、民間事業者等の需要を踏まえ、市内全体の課題解決や市の重要施策の実現に寄与するかどうかの観点から検討を行います。合わせて、事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性を確認するとともに、市や地域へ与える影響などを十分考慮した上で適切な利活用方法を検討します。

なお、活用の検討にあたって実施する行政や民間事業者等の需要調査は、個別の学校ごとに利活用を検討する部局が主体となり、必要に応じて実施するものとします。

３．基本方針に基づく検討にあたっての配慮事項

（１）学校用途以外の利用への配慮

学校は、市の避難所や選挙投票所など、地域の（指定）拠点施設でもあることから、閉校後の利活用の検討にあたっては、それらの機能の確保等についても適切に調整し、配慮します。

（２）地域コミュニティへの配慮

学校は、地域でのイベントや学校行事などを通じて、住民の憩いの場として親しまれてきた場所であることから、地域住民の交流の場としての活用や、事業者への貸付などについても配慮します。

4.関係部局の役割分担

学校施設の利活用の検討においては、学校ごとに用途地域や立地などの条件が異なるため、土地利用やファシリティマネジメントの観点を踏まえ、総合的に検討していきます。

跡地施設の活用には、全庁一体的な協力体制の確立が不可欠です。そこで、市全体の共通認識の上で適切に事務処理を進めるため、下記部局において役割を明確にしたうえで協議・調整を進めていきます。

■関係部局の役割

部局	課	内容
総務部	資産管理課	ファシリティマネジメント及び「小牧市ファシリティマネジメント基本方針」に基づく全体的な公共施設のあり方に関すること
市民生活部	防災危機管理課	避難所に関すること
健康生きがい支え合い推進部	文化・スポーツ課	グラウンド・体育館のスポーツ施設としての活用に関すること
建設部	建築課	既存建物や民間活用における建築物に関する建築基準法に関すること
都市政策部	都市計画課	用途地域等の都市計画に関すること
教育委員会事務局	教育総務課	閉校後施設の利活用が決定するまでの管理及び学校再編計画に関すること
	選挙管理委員会事務局	投票所に関すること
消防本部	予防課	消防法に関する規制や届出に関すること
その他	※学校毎で跡地利活用に関係する部局	―

5.基本方針策定後の学校ごとの利活用検討の流れ

個別の学校施設利活用の検討においては、本基本方針を踏まえたうえで各学校の利活用を検討する部局が、前述の関係部局と連携・調整しながら、法令上の課題、施設整備や維持管理に要する費用、管理運営体制、既存利用者への対応等を確認し、体育館、グラウンド、校舎など将来的な施設のあり方について総合的に整理・検討を進めていくこととなります。